

# 「確定申告」ってなんだろっ?!

誰でも話題にしたことのある、あの経済用語や経済制度。でも、詳しく聞かれて、慌てたことはありませんか？  
このコーナーは、そんな経済のしくみを、初心にかえってゼロから勉強していきます。  
今回は「確定申告」について知ってみましょう。

## 「確定申告」って何？

年が明けると、ポスターやテレビCMなどで「確定申告」に関する公示をしばしば目にするようになります。言葉は知っているものの、「実は何のこと？」と不思議に思っている方も多いかもしれませんね。

日本では、個人の所得に対して「所得税」という国の税金がかかります。この所得税の特色は、納税者が自分で、所得に対応する所得税額を計算し、申告納税するという点にあります。

確定申告とは、ある年の1月1日から12月31日までの所得税額を翌年の2月16日から3月15日の期間に、申告・納税することをいいます。<sup>※1</sup>  
※1ただし、3月15日が土曜・日曜の場合は、申告・納税期限はその翌月曜日となります。また、振替納税の場合の振替日は4月になります。

とはいえ、会社員の方のように、給与という所得がありながら確定申告をしない人もいます。それは、給与を払う会社が、給与から所得税に相当する額を天引きし、本人に代わって申告・納税してくれるからです。その場合は、

給与明細を見ると所得税が天引きされているので、すぐにわかるはずですが、給与のほかに、預貯金を源泉徴収といいますが、給与のほかに、預貯金の利子等の所得も、金融機関等からの支払い時に源泉徴収されます。

また、お店などの自営業者が、1年分の所得税を1回でまとめて払うのは、金額が大きくなると大変ですね。そこで、分割して見積額を納付する「予定納税」というシステムもあります。このシステムでは、第1期<sup>※2</sup>、第2期<sup>※3</sup>の2回に亘って予定納税を行い、第3期にあたる確定申告・納税で1年分の所得税納税が完了となります。

※2平成21年の場合、納期限は7月31日  
※3平成21年の場合、納期限は11月30日

## 「所得」とはどんな収入のこと？

ここでは、所得税がかかる「所得」とはどのような収入をいうのでしょうか？ 税法上、所得は「利子所得」「配当所得」「不動産所得」「事業所得」「給与所得」「退職所得」「山林所得」「譲渡所得」「一時所得」「雑所得」の10種類に分類されています。

つまり、会社の給与や自営業者の事業での所

- ① 利子所得 → 公社債や預金、貯金の利子
- ② 配当所得 → 株式の配当として得た金銭
- ③ 不動産所得 → 土地や家、アパートなどの賃貸で得た金銭
- ④ 事業所得 → 自営業（農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業など）の所得
- ⑤ 給与所得 → 社員の給与やパート・アルバイトによって得た賃金、ボーナスなど
- ⑥ 退職所得 → 退職時に支払われる退職金や確定給付企業年金による一時払いの老齢給付金など
- ⑦ 山林所得 → 山林の立木を売却して得た金銭
- ⑧ 譲渡所得 → 土地や建物、機械、ゴルフ会員権などを売却して得た金銭
- ⑨ 一時所得 → 懸賞、宝くじなどの賞金、生命保険の満期一時金など
- ⑩ 雑所得 → 年金、著述業以外の人の原稿料など①～⑨以外の所得や公社債の償還差益の一部

得、不動産賃貸業での所得、退職金、山林の木を伐採して得た所得、不動産やゴルフ会員権を売って得た所得、保険の期間満了で得られる一時金、それに年金などに対して、所得税が課税されるのです。しかし、遺産相続などで得た金銭などは、所得税の対象とはならず、相続税の対象となります。

また、所得税の課税対象となる「所得」とは、その所得を得るために要した費用を差し引いた実質的な所得をいいます。ですから自営業など

の場合は、売上から諸経費などを除いた額を実質的な所得とします。

## 「確定申告」が必要な人は？

「事業所得」を得ている自営業や農家の方、「山林所得」を得ている林業を営む方、「不動産所得」を得ているアパート経営をしている大家さんなどは、毎年、確定申告を行っています。

一方、給与所得のみの会社員は、先ほど説明したように会社が本人に代わって申告・納税してくれるので、通常は、確定申告が不要です。では、定年退職までずっと、会社勤めの生活であれば、一生確定申告をする機会はないのでしょうか？

いえ、会社員の方でも、確定申告を行うことがあります。例えば、所得が2000万円を超えた場合、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超えた場合、住宅を売って所得が生じた場合、給与を2カ所以上から受けた場合、会社勤めの傍らアパート経営の所得もある場合などです。また、前の職場を退職し、次の職場に入社する前に確定申告の時期が到来した人も、自分で確定申告をしなければなりません。

## 「確定申告」で税金が戻ってくるの？

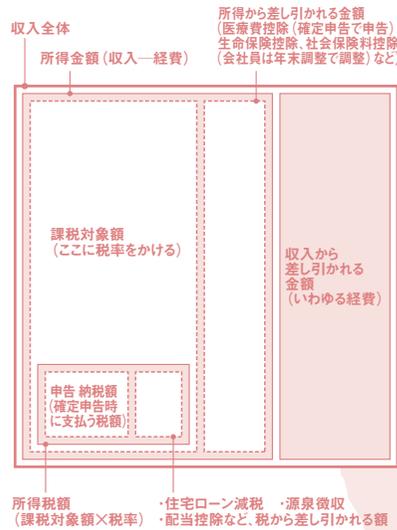
そのほかにも、確定申告の必要があるケースがあります。

「確定申告をしたら税金が戻ってきた」という話を聞いたことはありませんか？ これは、納めすぎた所得税を返してもらう「還付（かん

ぷ）申告」<sup>※4</sup>を行った場合です。

※4 還付申告ができる期間は翌年の1月1日から5年間です。

所得税は、収入からさまざまな控除を引いて残った金額に対して課税されます。ですから、各種控除によって課税される所得の総額が小さくなれば、税額も少なくなります。あるいは、次に述べる例のように所得税額そのものが減少する控除もあります。控除の結果、既に納めた税額が実際の税額を上回ることで、還付金が発生するのです。



いつもは、確定申告を行わない方でも、住宅ローンを借り入れて自宅を購入したような場合には、確定申告を行うケースが多いのではないのでしょうか。一定の要件に当てはまれば、「住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン減税）」によって、所得税の「税額控除」が受けられるからです。

あるいは、医療費が年間一定額以上かかった場合や、災害や盗難などの被害に遭った場合も、所得の課税対象額から規定の額を控除でき、

所得税額が減少する場合があるので、確定申告を行う方が多いようです。

また、会社員の方は、毎年、11月末から12月上旬頃に、生命保険や損害保険の証明書を会社に持参するよう総務部署から言われた経験はありませんか？ 証明書を提出すると、「年末調整」の分が給与に加算され、「ラッキー」と思った方もいるでしょう。これは「生命保険料控除」「損害保険料控除」といって、確定申告を行っている人が申告時に行っている控除の手続きと同様の控除を行って税額が減少し、天引きされていた税金が戻ってくるケースです。

## 「eTax」って何だろう？

毎年、確定申告を行っている方の中には、忙しくて申告書類を提出に行く時間を捻出するのにお悩みの方もいらっしゃるかもしれません。こうした方には、申告の手続きが簡便な「eTax（国税電子申告・納税システム）」がおすすめです。これは、あらかじめ開始届出書を提出・登録しておけば、インターネットを通じて入力するだけで税額が自動的に算出され、確定申告・納税までを自宅や職場でできるシステムです。「eTax」を利用して申告した場合は早期に処理されるため、還付金が通常よりも3週間程度早く還付されるなどの特典もあります。

確定申告は、自分が納めている税金の仕組みを知る良い機会です。この機会に、税金の仕組みを知ること、マネープランには大切なことです。